

平成29年（2017年）8月

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会会議録

8月18日（金）

午前10時04分 開会

午後0時12分 閉会

(午前10時04分 開会)

○議長(宮城弘子)

これより平成29年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長(宮城弘子)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおります。

○議長(宮城弘子)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において11番、玉那覇淑子議員、13番、仲宗根誠議員を指名いたします。

○議長(宮城弘子)

日程第2、会期の決定の件について議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日8月18日の1日間としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

異議なしと認めます。

よって、会期は8月18日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりであります。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第3、議長の諸般の報告を行います。

5番、亀里敏郎議員、16番、赤嶺秀徳議員、23番、山城康弘議員から、本日は欠席する旨の届け出がありました。

次に、平成29年3月28日をもって、浦添市選挙区選出の銘苅良二議員が任期満了となり、同選挙区から比嘉武宏議員が当選されました。

次に、平成29年5月11日をもって、与那原町、南風原町、八重瀬町選挙区選出の松長康二議員が任期満了となり、同選挙区から宮平正傳議員が当選されました。所属は与那原町議会でございます。

次に、平成29年8月3日をもって、那覇市選挙区選出の前田千尋議員、屋良栄作議員が任期満了となり、同選挙区から前田千尋議員、大浜安史議員が当選されました。

今回、新たに当選されました比嘉武宏議員、宮平正傳議員、前田千尋議員、大浜安史議員の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席を指定します。

前田千尋議員を8番に、大浜安史議員を15番に、比嘉武宏議員を17番に、宮平正傳議員を20番に指定します。

指定した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりであります。

次に、7月28日付けで、沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。

監査委員より、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合定例監査結果報告書及び平成29年1月から6月までの例月現金出納検査結果報告が提出されており、議案書の130ページより写しを添付していますので、後ほどご確認ください。

最後に、全員協議会後に受理しました陳情2件について、陳情書の写しの送付を本日行っておりますので、議員各自でお目通しください。

陳情第1号、後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの今後の実行の中止を求める意見書提出に関する陳情及び陳情第2号、後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しによる保険料負担増への軽減措置を講じることを求める陳情については、後刻議題といたします。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より行政報告の申し入れがありますので、発言を許します。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

皆さん、おはようございます。

うるま市におきましては、宮城島に観測所があるのですが、おととい正午に統計史上始まって以来の35.6度という猛暑の記録となってしまいました。

広域連合議会におかれましても、政務活動には十分健康に留意をされて、ご精励をしてくださいますようお願いを申し上げます。

それでは、平成29年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

前回の議会が、今年2月10日に開催されておりますので、その日以降本日までの高齢者医療行政につきまして、概要のご報告を申し上げます。

まず、今年2月定例会で議案提出し、可決されました「診療報酬返還等請求、訴えの提起」について、3月23日に那覇地方裁判所に訴状を提出いたしました。

現在、裁判係争中であり、今後も診療報酬の不正請求額に係る債権の回収に向けて裁判に臨んでいく所存でございます。

次に、4月1日に定期人事異動がございまして、県内の各市町村から11人の新規職員を迎え入れました。新たな気持ちでまた新年度のスタートをさせているところでございます。

次に、5月11日に九州連合長会議が熊本県玉名市において開催されまして、九州地区としての厚生労働大臣への要望事項等について協議がされました。

次に、私事ではありますけれども、5月23日には広域連合長選挙の結果により再選をされ、3期目の連合長として就任をいたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

今後4年間、議員の皆様のご理解とご指導をいただきながら、職員ともども広域連合の適正運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、平成27年2月議会におきましてご承認いただきました広域連合の指定金融機関の輪番制を受けまして、6月1日から沖縄銀行が指定金融機関としての業務を開始しております。

次に、6月7日に全国後期高齢者医療広域連合長会議が東京で開催されました。

九州地区をはじめ、全国各地の協議会から出された要望事項、後期高齢者医療制度に対する安定した運営体制を確立すること。安定した財政運営のための国の財政支援の拡充を図ること。低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、

現行制度を維持すること。見直す場合にあっては、きめ細やかな激変緩和措置を、講じること。などの11項目について取りまとめいたしまして、橋本岳厚生労働副大臣へ、厚生労働大臣宛て要望書が手交されたところでございます。

最後に、平成28年度の決算状況についてであります。保険料の収納率につきましては、各市町村の徴収努力もありまして、平成28年度は98.92パーセントと前年度より向上いたしております。

また、医療費の総額としては、被保険者の増加等により、平成27年度と比較し約21億8,000万円伸びております。高齢者の1人当たりの医療費につきましては、約1万1,000円減少しており、このような状況から、特別会計の単年度の収支決算では今年度も黒字を確保しているところであります。

今後もより一層気を引き締め、この後期高齢者医療制度の安定的な運営のために努力をしてみたいと思っております。

議員の皆様にもご理解のほどをよろしくお願いをしたいと思います。

以上、本日までの広域連合の行政報告を申し上げます。

本日の定例会には、承認案件1件、認定案件が2件、補正予算2件、合計5件の議案を提出しております。

後ほど担当よりご説明申し上げますので、皆様方の慎重なるご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。休憩いたします。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時14分 再開)

○議長(宮城弘子)

それでは、再開します。

続きまして、日程第5、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

当広域連合議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第1条第2項の規定により7人となっておりますが、議員の任期満了に伴い2人が欠員となっておりますので、委員会条例第3条第1項の規

定に基づき、後任の委員として比嘉武宏議員、大浜安史議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました比嘉武宏議員及び大浜安史議員を、議会運営委員会の委員に選任することに決定しました。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第6、承認第3号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

承認第3号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)。

地方自治法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

平成29年8月18日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

おはようございます。管理課長の富原でございます。よろしくお願いいたします。

承認第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第9号)が平成29年1月25日に公布され、平成29

年4月1日から施行されることを受け、専決にて条例を改正しました。

改正内容につきましては、後期高齢者医療制度における保険料負担の適正化を図るため、保険料均等割額の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減及び2割軽減の対象を拡大するものであります。

議案書の4ページ、5ページの新旧対照表をご覧ください。

今回改められた箇所を下線で示しております。第14条第1項第2号中の5割軽減の基準については、被保険者に乗ずる金額を「26万5,000円」から「27万円」に改め、同項第3号中の2割軽減の基準については、被保険者に乗ずる金額を「48万円」から「49万円」に改めたものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(宮城弘子)

ただいま、連合長と管理課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

前田千尋議員。

○前田千尋議員

ご説明ありがとうございます。

今説明の中で金額が変わるということでしたので、どのぐらいの皆さんが県内で影響を受けるのか、人数を教えてください。

○議長(宮城弘子)

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず、今回の条例改正の影響人数ということでございましたが、まず5割軽減及び2割軽減が拡大される影響といたしまして、条例改正前と比較しまして、5割軽減で対象者数が286人の増、額にして692万6,920円の影響額となっております。

次に、2割軽減では対象者数が120人の増、額にして116万2,560円の影響額となっております。以上でございます。

○議長(宮城弘子)

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第7、認定第1号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

認定第1号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付す。

平成29年8月18日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますのでご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長(宮城弘子)

赤嶺則子会計室長。

○会計室長(赤嶺則子)

おはようございます。

会計室の赤嶺と申します。よろしく願いいたします。

認定第1号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

この認定第1号は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算を、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付し、あわせて同条第5項の規定により、平成28年度における主要な施策の成果を説明する書類等を提出するものでございます。

別紙といたしまして、先月7月28日の全員協議会の際に、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要をまとめました参考資料をお配りしております。

予算科目の説明と前年度決算額との比較資料になっておりますので、決算書の確認の際に併せてご利用下さい。

では、議案書の8ページ、9ページをご覧ください。

一般会計決算総括における収支実績は、予算現額2億7,051万9,000円に対しまして、収入済額は2億7,051万6,733円、支出済額は2億4,864万9,814円、歳入歳出差引残額は2,186万6,919円となっております。

初めに、一般会計の歳入決算執行状況についてご説明いたします。

歳入決算の事項別明細書、16ページ、17ページをご覧ください。参考資料では1ページ目になります。

1款、分担金及び負担金。市町村負担の共通経費の歳入科目となっております。調定額、収入済額ともに2億4,300万円ございました。

2款、国庫支出金。こちらは費目存置で収入はございません。

3款、県支出金。こちらも費目存置で収入はございません。

4款、財産収入。こちらは後期高齢者医療制度臨時特例基金の決算及び定期利息の歳入科目となっておりますが、平成27年度より、一般会計を経由せずに直接特別会計にて受け入れることとなったため、平成28年度においては費目存置で収入はございませんでした。

5款、繰越金。平成27年度の収支残額の剰余金額を繰り越しています。調定額、収入済額ともに2,750万6,098円です。

6款、諸収入。預金利子及び雑入の歳入科目となっております。調定額、収入済額ともに1万635円でした。

一般会計歳入決算合計は、調定額2億7,051万6,733円に対して、収入済額も同額の2億7,051万6,733円でした。

前年度と比較して1款の歳入額が増えておりますが、これは平成28年度の予算作成時に、歳出見込み額と併せて市町村からの負担金を増額させていただいたためです。

予算現額に対する収入率は100パーセント、調定額に対する収納率も100パーセントでした。不納欠損額及び収入未済額についてはございません。

次に、21ページ、22ページをお開きください。

一般会計歳出決算執行状況についてご説明いたします。

1 款、議会費。予算現額312万5,000円に対しまして、支出済額は212万454円でした。不用額は100万4,546円、9 節旅費の69万1,670円と13節委託料の20万600円が主な不用額となっています。

2 款、総務費。予算現額 2 億6,451万5,000円に対しまして、支出済額は 2 億4,652万9,360円です。前年度と比較しての増額部分につきまして、人事異動に係る給与や手当、共済費等の部分となっております。これは3年ごとに入れ替わる広域連合への職員派遣の給与が、前年度と比較して高い者が多かったためです。

不用額は1,798万5,640円、そのうち2 節の給料294万3,073円と3 節の職員手当607万6,988円、4 節の共済費446万3,240円が主な不用額になっています。

次に、27ページ、28ページをご覧ください。

3 款、公債費。こちらは費目存置で支出はございません。

4 款、予備費。予算現額287万8,000円で、支出はありませんでした。予備費の充用額として、2 款総務費の1 項1 目12節の役務費へ10万9,000円を充用しております。

一般会計歳出決算合計は、予算現額2 億7,051万9,000円に対しまして、支出済額2 億4,864万9,814円、翌年度への繰越額はなく、不用額は2,186万9,186円、そのうち主なものは2 款総務費の1,798万5,640円と4 款予備費の287万8,000円です。

予算の執行率は91.92パーセント、歳入歳出差引残額は2,186万6,919円となっております。

そのほか、付属調書といたしまして、29ページ以降に実質収支に関する調書と財産に関する調書を提出しております。

そのほか、決算審査の際に提出いたしました基金の運用状況に関する調書も添付してございます。

また、議案書の77ページから86ページには、監査委員による決算審査意見書と、87ページに一般会計主要施策の成果の説明を提出しております。

これらの調書等と併せてご査収いただき、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(宮城弘子)

連合長と会計室長より説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、次に進みます。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第8、認定第2号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

認定第2号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付す。

平成29年8月18日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をいたさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長(宮城弘子)

赤嶺則子会計室長。

○会計室長(赤嶺則子)

それでは、認定第2号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

この認定第2号は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計の決算を、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付し、あわせて同条第5項の規定により、平成28年度における主要な施策の成果を説明する書類等を提出するものでございます。

それでは、議案書の35ページ、36ページをご覧ください。参考資料では3ページ以降となりますので、併せてご参照ください。

特別会計決算総括における収支実績は、予算現額1,436億3,823万3,000円に対しまして、収入済額は1,426億2,580万2,478円、支出済額は1,369億9,526万6,862円、歳入歳出差引残額は56億3,053万5,616円となっております。

特別会計歳入決算執行状況についてご説明いたします。

歳入決算事項別明細書の43ページ、44ページをお開きください。

1 款、市町村支出金。市町村拠出の事務費、療養給付費、市町村を通じて納付されます被保険者からの保険料及び低所得者等の保険料軽減分に係る県と市町村からの公費補てん分の歳入科目となっています。

調定額231億5,038万2,580円に対しまして、収入済額227億2,487万665円、不納欠損額は2目の保険料負担金の1,811万1,581円で、主に生活困窮及び被保険者死亡等の事由によるものとなっています。

収入未済額は、2目の被保険者保険料の4億3,055万4,133円、その内訳は、1節の現年度分保険料で3億8,173万6,344円と2節、滞納繰越分保険料の4,881万7,789円です。

還付未済額は2,315万3,799円ございまして、その内訳が現年度分保険料で2,211万2,533円及び滞納繰越分保険料で104万1,266円でした。

2 款、国庫支出金。こちらは、国庫分の療養給付費負担金や高額医療費負担金及び調整交付金、健康診査事業費等の補助金の歳入科目です。

調定額、収入済額ともに、455億4,435万1,599円でした。前年度と比較して4億円余りの増額になっております。

これは1項1目の療養給付費負担金と、2項6目の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が、それぞれ2億円余り増額したためです。

次に、45ページ、46ページをご覧ください。

下のほうになります。3 款、県支出金。県分の療養給付費負担金及び高額医療費負担金、それから財政安定化基金交付金の費目存置としての歳入科目になっております。

調定額、収入済額ともに111億2,325万円6,332円、前年度と比較して2億円余りの増額になっておりました。2項の財政安定化基金交付金は費目存置となっております。

次のページになります。47ページ、48ページをお開きください。

4 款、支払基金交付金。国保や被用者保険などの現役世代が加入する医療保険者からの支援金を

受け入れます。調定額、収入済額ともに559億8,487万4,000円。

5 款、特別高額医療費共同事業交付金。こちらは、県内において著しく高額な医療費が発生した場合、その費用を全国の広域連合で支え合う制度です。国民健康保険中央会に負担金を拠出し、発生分に応じて国民健康保険中央会より交付されません。

こちらは調定額、収入済額ともに4,868万4,064円となっております。

6 款、財産収入。保険給付費等準備基金の決算及び定期利息の歳入科目です。

調定額、収入済額ともに91万9,422円でした。こちらは日本銀行のマイナス金利政策の影響で、指定金融機関での金利が下がり、利息収入が減少しております。

7 款、寄附金。費目存置で収入はございません。

8 款、繰入金。保険給付費等準備基金からの繰入金となっています。調定額、収入済額ともに10億7,805万6,000円でした。

次のページ、49ページ、50ページをお開きください。

9 款、繰越金。平成27年度の収支差引残額の剰余金額となっています。

調定額、収入済額ともに59億3,364万8,037円でした。こちらの剰余金は、歳出、8 款の国、県や市町村などへの償還金に充てられた後、6 款の基金積立金と9 款の予備費に充てられております。

10 款、諸収入。被保険者からの延滞金や返納金並びに第三者納付金及び預金利息等となっております。

調定額2億4,522万2,328円に対しまして、収入済額1億8,714万2,359円でした。こちら減額の主な要因は、3項4目の第三者納付金は1,981万5,635円の増額でしたが、5目の被保険者からの返納金が6,186万5,284円減少したためです。

不納欠損額は3項5目、返納金の249万1,488円、収入未済額は5,558万8,481円で、内訳は3項4目1節の第三者納付金で3,473万1,544円と、3項5目の返納金で2,085万6,937円です。

議案書、次の51ページ、52ページをお開きください。

特別会計歳入決算合計は、調定額1,431億939万4,362円に対しまして、収入済額は1,426億2,580万2,478円、歳入決算全体での増額のうち金額が大きなもの、1款の市町村支出金から4款の支払基金交付金までの合計で約17億円の増額でした。

対しまして、減額のうち金額が大きなもの、8款の繰入金から10款の諸収入で合計約9億円の減額となっています。

不納欠損額は2,060万3,069円で、うち滞納繰越分保険料が大きく、理由として生活困窮や被保険者死亡によるものが主な理由となっております。

収入未済額については、1款の被保険者保険料が4億3,055万4,133円、10款3項4目の第三者納付金で3,473万1,544円、続いて同じく10款5目の被保険者からの返納金で2,085万6,937円の計4億8,614万2,614円となっています。

還付未済額につきましては、1款1項2目の保険料市町村負担金と滞納繰越分保険料の合計で2,315万3,799円となっています。

なお、予算現額に対する収納率は99.30パーセント、調定額に対する収納率は99.66パーセントとなっています。

続きまして、特別会計歳出決算についてご説明いたします。議案書の54ページ、55ページをご覧ください。参考資料は5ページからとなっています。

1款、総務費。予算現額4億8,974万4,000円に対し、支出済額は4億6,156万5,918円、不用額は2,817万8,082円でした。内訳として、1項1目1節の報酬で343万7,400円、12節の役務費で489万9,589円や13節委託料の1,607万6,822円が大きなものとなっています。

ページは60ページ、61ページをご覧ください。

2款、保険給付費。保険医療機関等への医療費及び被保険者への高額療養給付費等となっております。

予算現額1,367億3,619万8,000円に対しまして、支出済額は1,314億253万9,518円、不用額は53億3,365万8,482円、そのうち1項1目の療養給付費だけで49億1,889万412円の不用額となっていまし

たが、2款、保険給付費全体の執行率は96.10パーセントとなっております。

議案書、次に64ページ、65ページをお開きください。

3款、県財政安定化基金拠出金。こちらは、保険料収納率が予定していたよりも著しく低くなった場合や、想定以上に給付費が膨らんだことで生じる財源不足を補うために、沖縄県に設置された基金への拠出金となっています。平成28年度と平成29年度につきましては、沖縄県との調整の中で積み上げ保留とすることとなり、費目存置となっております。支出はございませんでした。

4款、特別高額医療費共同事業拠出金。こちらは、歳入5款にあります特別高額医療費共同事業交付金に対する事業費と事務費の拠出金の歳出科目で、金額につきましては、国民健康保険中央会において算出されます。

予算現額6,308万円に対しまして、支出済額は5,841万6,654円、不用額は466万3,346円となっています。

5款、保健事業費。被保険者の健康診査及び健康増進事業等に要した費用となっています。

予算現額3億7,655万円に対しまして、支出済額は3億5,061万3,846円、不用額は2,593万6,154円、主な不用額としては、1目の健康診査費の委託料で2,290万3,785円、2目のその他健康保持増進費の負担金の中で195万9,985円でした。

次に議案書の68ページ、69ページをご覧ください。

6款、基金積立金。保険給付費等準備基金への積立金となっています。保険給付費等準備基金とは、想定以上の保険の給付を要する事態になった時、後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、当該不足額を補填するための財源として設置されているものです。

予算現額11億8,811万7,000円に対しまして、支出済額は11億8,791万9,422円、毎年、前年度の剰余金を歳入9款で繰越金として受け入れ、歳出8款の償還金を除いた額の2分の1以上を積み立てしております。

7款、公債費。費目存置で支出はございません。

8 款、諸支出金。国、県や市町村及び支払基金への償還金と被保険者への保険料還付金等の歳出科目となっております。

予算現額が35億4,874万円に対しまして、支出済額は35億3,421万1,504円、歳入の9 款で前年度からの繰越金が減額していたため、1 項2 目の償還金の額も前年度より7 億3,507万1,979円減少しております。8 款全体の不用額は、1,452万8,496円となっております。

9 款、予備費。予算現額12億3,580万2,000円で、支出及び流用、充当等はありませんでした。

事項別明細書、最後の70ページ、71ページをご覧ください。

特別会計歳出決算合計は、予算現額1,436億3,823万3,000円に対しまして、支出済額は、1,369億9,526万6,862円、前年度より11億241万5,994円増額しております。

主な科目として、2 款、保険給付費で18億9,385万7,838円の増額があることと、8 款の諸支出金の償還金等で7 億3,975万4,015円が減額でした。翌年度への繰越額はございません。

不用額は66億4,296万6,138円となっておりまして、2 款、保険給付費の53億3,365万8,482円及び9 款、予備費の12億3,580万2,000円が主なものとなっております。予算現額に対する執行率は95.38パーセント、歳入歳出差引残額は、56億3,053万5,616円となっております。

そのほかの付属調書といたしまして、73ページに歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支に関する調書をつけております。

次に、一般会計と同じ調書を添付しておりますが、74ページに財産に関する調書、そのほか決算審査の際に提出いたしました基金の運用状況に関する調書と、特別会計の補助金に関する調書を添付しております。

78ページからは、監査委員の決算審査意見書、90ページから特別会計主要施策の成果の説明を提出しております。併せてご確認の上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長(宮城弘子)

連合長と会計室長より説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「議長」と言う者あり)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

説明ありがとうございました。

説明資料もあって、とてもわかりやすいのですが、確認のため質疑させていただきます。

収入未済額だとか、不納欠損などがありますけれども、決算ですので、去年の決算と比べてどうだったのか、増えているのか、減っているのか、人数はどうなのか教えてください。

○議長(宮城弘子)

休憩します。

(午前10時52分 休憩)

(午前11時04分 再開)

○議長(宮城弘子)

それでは、再開いたします。

先ほどの質疑の回答をよろしくお願いします。

富原管理課長。

○管理課長(富原守友)

質疑にお答えいたします。

まず、保険料に関する収入未済額と、あと不納欠損の前年度との比較についてお答えしたいと思います。

まず不納欠損のほうからいききたいと思います。

不納欠損については、平成28年度延べ人数で493人となっております、額にして1,811万5,801円となっております。平成27年度と比べまして延べ27人の増、額にして203万8,106円の増となっております。

続きまして、収入未済額についてでございますけれども、まず収入未済による対象者数になりますが、今年度が延べ人数で4,195人となっております。平成27年度の対象者数につきましては、延べ3,877人となっております、318人の増というふうになっているところでございます。以上でございます。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

事業課のほうの業務としまして、10款3 項5 目のほうに諸収入がございますが、そこに返納金の

調定をして、収入未済額が上がっているところでございます。

少し返納金の説明をしたいと思います。

返納金の種類につきましては、被保険者の所得、これを修正申告した場合に、自己負担1割で支払っていた方が、自己負担が3割に変更になった場合に、その差額分の金額について、新たに被保険者の方の支払いが発生しますので、その負担割合が変更になった場合に生じる返納金でございます。

また、もう1つは、生活保護受給開始や県外に転出した場合に、沖縄県の後期高齢者の被保険者ではなくなりますが、被保険者が被保険者の資格を喪失した後も医療機関にその被保険者証を持って行って使った場合に、それに基づいて給付費を一旦沖縄県の広域連合から支払ったものをまた返納してもらうという返納金。

そしてもう1つは医療機関による返納金がございます。先ほど連合長の行政報告でもありましたように、医療機関の不正利得等による返還請求の訴えの提起等しておりますが、そういった医療機関に対する返納金です。

そういった種類がございまして、収入未済額のほうについてなんですけど、平成27年度につきましては、1,060万円ほどございました。平成28年度の収入未済額につきましては2,075万円ほどございますので、収入未済額については前年度より増えている状況でございます。

その中には医療機関等の不正請求に係る返納金も約684万円入っておりますので、そういった金額がまた大きい金額になっているところがございます。

そして、次に不納欠損額についてですが、平成27年度につきましては、447万円余りの不納欠損額がございます。平成28年度の不納欠損額につきましては、249万円余りとなっておりますので、不納欠損額については減額となっているような状況でございます。

もう1つ説明をつけ加えさせていただきたいのですが、この返納金の徴収業務につきましては、広域連合のほうでも課題となっていましたので、平成27年度より返還請求に係る事務体制の強化を図

り、事業課内での人員体制の見直しを図っているところであります。

また、平成28年度には債権管理について要綱の整備等も行いまして、今年度からはさらに電話等での督促業務等も行っているところでございます。

そのためもあって、調定の増額や、それが収入未済額の増額にもつながっていることになるわけですが、引き続き債権管理の強化に向けて努めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

金額等、人数等もわかりましたけれども、まず保険料の不納欠損、収入未済があるわけですが、その理由についても一度確認したいと思います。

○議長(宮城弘子)

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

ただいまのご質問にお答えいたします。

不納欠損や収入未済になった主な理由ということでございました。

まず、そういった方々の主な理由としまして、今回多かったのが死亡や生活困窮、居所不明というところが主な理由になっております。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

理由はわかりました。ありがとうございます。

最後ですけども、先ほど、最初のほうで連合長が今年度は決算で黒字だとありましたので、黒字金額の確認をしたいと思います。

○議長(宮城弘子)

赤嶺則子会計室長。

○会計室長(赤嶺則子)

前田議員のご質問にお答えいたします。

議案書の35ページ、36ページをお開きください。

特別会計の会計別決算総括表になっております。こちらの右端の金額、収入済額と支出済額との比較、56億3,053万5,616円、こちらが黒字額として平成29年度に繰り越されます。

ですが、この中には、ちょっと補足説明をさせていただきますのですけれども、38ページをお開きください。

8款の繰入金、年度末の収入が少ないときの支払いに備えまして、あらかじめ基金から10億7,805万6,000円を借りる形で歳入を入れております。その上での56億円の繰越額になりますので、純粋な黒字額は56億円ではないということをご了承いただきたいと思っております。10億円を含めた上での56億円を次年度に繰り越しますので、約45億円が純粋な、細かい数字はまた誤差が出ますけれども、そのぐらいになります。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長(宮城弘子)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第9、議案第7号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第7号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)。

平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,186万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,587万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年8月18日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

こんにちは。総務課長の嘉陽と申します。よろしくお願いたします。

それでは、議案第7号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書は、94ページからとなっております。

それでは96ページ、97ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

今回の補正は、歳入歳出ともに補正前の額2億5,401万円に2,186万6,000円を増額し、2億7,587万6,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

103ページ、104ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

5款1項1目、繰越金。2,186万6,000円を増額し、補正後の額を2,186万7,000円といたします。

こちらは、平成28年度一般会計歳入歳出決算認定の中で説明のありました歳入歳出差引額を、平成29年度一般会計において前年度繰越金として増額補正を行うものでございます。

105ページ、106ページをお開きください。

歳出でございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費に2,186万6,000円を増額し、補正後の額を2億6,935万8,000円といたします。

こちらは歳入の前年度繰越金が構成市町村からの負担金であることから、負担割合に応じて構成市町村へ償還金として支出するための補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま、連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第10、議案第8号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第8号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)。

平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56億5,406万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,474億3,401万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年8月18日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

それでは議案第8号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書の107ページからとなっております。109ページ、110ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

今回の補正は、歳入歳出ともに補正前の額1,417億7,995万5,000円に56億5,406万円を増額し、1,474億3,401万5,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

116ページ、117ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

1款1項2目、保険料等負担金。1億1,811万6,000円を増額し、補正後の額を121億230万7,000円といたします。内容といたしましては、保険料市町村負担金が9,515万5,000円、低所得者の保険料軽減分2,296万1,000円となっております。

3目、療養給付費負担金。6,877万6,000円増額し、110億3,913万8,000円といたします。こちらにつきましては、平成28年度の医療費の実績に基づき追加での負担を求めるものでございます。

2款2項1目、調整交付金。31万8,000円を増額し、120億8,958万3,000円といたします。こちらは柔道整復に関する療養費適正化のためのリーフレット作成に対する補助金でございます。

3目、医療費適正化等推進事業費補助金。390万円増額し、694万2,000円といたします。こちらにつきましては、広域連合が市町村に医療費適正化等推進事業補助金として交付される事業に対して補助をされるものでございます。

6目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金。1億6,758万4,000円を減額し、7億5,642万円といたします。こちらは保険料の9割軽減、8.5割軽減などに対して国より交付されるものでございますが、保険料の本算定等の結果による減額となっております。

9款1項1目、繰越金。56億3,053万4,000円増額し、56億3,053万5,000円といたします。こちらは平成28年度の特別会計の決算により生じた歳入歳出差引額を、平成29年度の特別会計において前年度繰越金として増額補正を行うものでございます。

118ページ、119ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目、一般管理費。2,719万2,000円増額し、5億477万9,000円といたします。こちらは平成28年度の市町村共通経費の精算による償還金が主な内容となっております。このほかには柔道整復に関するリーフレット作成、発送に係る経費も計上しております。

120ページ、121ページをお開きください。

2款1項1目、療養給付費。こちらにつきましては、国庫支出金から一般財源のほうへの財源の変更でございますので、こちら予算額の増減はございません。

122ページ、123ページをお開きください。

5款1項2目、その他健康保持増進費。390万円増額し、4,775万7,000円といたします。こちらにつきましては、医療費適正化等推進事業補助金として市町村へ交付するものでございます。今回の対象となっているのは、糸満市と南風原町でございます。

124ページ、125ページをお開きください。

6款1項1目、保険給付費等準備基金積立金。11億円増額し、11億91万7,000円といたします。こちらにつきましては、前年度繰越金のうち、国、県、支払基金及び市町村等へ精算金を償還した残額について、2分の1以上を基金に積み立てるということになってございますので、保険給付費等準備基金へ積み立てるものでございます。

126ページ、127ページをお開きください。

8款1項2目、償還金。34億1,131万9,000円を増額し、34億1,132万円といたします。こちらにつきましては、前年度繰越金より国、県、支払基金等への精算による償還金でございます。

128ページ、129ページをお開きください。

9款1項1目、予備費。11億1,164万9,000円を増額し、11億2,404万9,000円といたします。

こちらにつきましては、前年度繰越金から精算による償還を行い、その残額の2分の1を基金へ積み、残った部分につきましては、不測の事態に備えて予備費として計上するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

前田千尋議員。

○前田千尋議員

いくつか教えてください。

117ページの1款の低所得者等の保険料の軽減分がありますけれども、これはどのようなものなのかをもう一度お願いいたします。

あともう1つ、2款6目の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が今回はマイナスになるわけですが、これによってどのようなことが起こるのか教えてください。

あともう1つ、先ほど基金の積み立てとというのがありましたけれども、今回、基金を積み立てることによって基金の合計はいくらになっているのか教えてください。

○議長(宮城弘子)

暫時休憩します。

(午前11時30分 休憩)

(午前11時31分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

ただいまのご質疑にお答えいたします。

117ページ、1款1項2目です。説明欄2の低所得者等の保険料の軽減の内容についてでございました。

これにつきましては、低所得者の保険料の軽減ということで、低所得者や被用者保険の元被扶養者であった者に対して、保険料の軽減措置がございしますが、軽減分は公費による保険基盤安定制度で補填されております。

財源につきましては、市町村が4分の1、県が4分の3の割合で負担し、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れられた後に、そこから広域連合のほうに納付される仕組みとなっております。

続きまして、同ページの2款2項6目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、こちらの影響はどのようなものがあるのかということでございましたが、こちらにつきましては、軽減特例ということで、所得割につきましては平成28年度までは5割軽減というのがございましたが、これが平成29年度には2割軽減に変更されております。

またもう1点ございまして、元被用者の均等割につきましては、平成28年度までは9割軽減がさ

れておりましたが、平成29年度につきましては7割軽減ということに変更されておりますので、その影響額が今回の補正に反映されるというところでございます。

○議長(宮城弘子)

赤嶺則子会計室長。

○会計室長(赤嶺則子)

前田議員の保険給付費等の準備基金の現在の残高につきましてですが、議案書の75ページをお開きください。基金の運用状況に関する調書を提出しております。

こちらの(2)保険給付費等準備基金で、平成28年度末の現在高が21億9,324万122円となっております。

以上です。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

ありがとうございました。基金の合計もわかりました。

最後に1つだけ。先ほど臨時特例交付金の軽減特例が平成29年度から廃止になるということで、今回補正になっているわけですけれども、5割軽減が2割軽減になる、9割軽減が7割軽減になるということでした。

人数を改めて今現在わかる範囲で教えてください。どのくらいの皆さんへ影響があるかの人数を教えてください。

○議長(宮城弘子)

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

ただいまの前田議員のご質疑にお答えいたします。

どれぐらいの影響人数があるかということでございます。平成29年度の本算定時点での影響の人数をお答えしたいと思っております。

まず所得割の特例軽減につきましては、1万4,371の方が対象となっております。

もう1点、元被用者保険の軽減、これが9割から7割になった方々の人数につきましては、6,375人ということでございます。

○前田千尋議員

わかりました。以上です。

○議長(宮城弘子)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第11、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。

順次、発言を許します。

大石行英議員、登壇願います。

○大石行英議員

皆さんおはようございます。410キロ離れた石垣島からまいりました大石行英でございます。

国境のまち与那国の崎元議員よりはちょっと近いのですが、せっかくですので1点ばかり質問させていただきます。

住所地特例対象者の長寿健診についてを質問いたします。

さて、戦後72年の節目を刻みました。戦後の復興に最も尽力し、苦勞に苦勞を重ね、生きて生きて生き抜いてこられた方々こそ、現在の後期高齢者の皆さんだと私は思っております。

とりわけ、我が沖縄県の後期高齢者の人生の大先輩の方々は、筆舌に尽くせぬ苦難の道、いばらの道を歩み抜いてこられた方々がほとんどでございます。

「誰も置き去りにしない」、これは国連の目標であります。このテーマを大前提に据えながら質問をしたいと思っております。質問の要旨を述べます。

県内の被保険者で、他の都道府県の施設等へ入所している方は、住所地特例者として、住所は他の都道府県であります。沖縄県後期高齢者医療保険の被保険者となっております。その場合、住所地特例者は長寿健診をすることができない状況にあると伺っております。

理由としては、それぞれの都道府県後期高齢者医療保険において、医師会と長寿健診を締結するため、他の都道府県では受診できない状況になっているということであります。

石垣市においても、住所地特例者の方々から長寿健診ができないものかという問い合わせがあると伺っております。

なぜ長寿健診について住所地特例者は対象外となるのか、また果たして助成する方策はないのか、他の都道府県における状況はどうか、以上3点、具体的に質問をいたします。

誠意あるご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

大石議員のご質問、住所地特例対象者の長寿健診について。長寿健診について、住所地特例対象者の方は対象外となるかについてお答えしたいと思います。

まず住所地特例対象者とは、沖縄県に居住していた被保険者が、県外の病院や施設等に入所または入居し、住所を移した後も沖縄県の被保険者として扱われる方々であります。

長寿健診は国の健康診査事業費補助金を活用して実施しており、長期入院患者や施設入所者については補助対象外となっております。

その理由としましては、病院や施設等で定期的な健診を行っており、適切な健康管理ができています。そのため、当広域連合でも長期入院患者や施設入所者については長寿健診の対象外とさせていただいております。

住所地特例対象者については、長期入院患者や施設入所者に該当するため、長寿健診の対象外となっております。

次に、助成する方法はないかについてお答えいたします。

長寿健診の対象外となっている方でも、本人の申し出があれば受診券を発行して受診することは可能となっております。

その際の受診に係る費用については広域連合が助成をしていますが、受診可能な医療機関は離島を含む沖縄県内となっております。

そのため、住所地特例対象者は、県外施設等に入所しているため、入所する付近の医療機関では受診はできません。受診を希望する方については、離島を含む沖縄県内の医療機関で受診していただく必要がございます。

次に、他都道府県における状況はどうかについてお答えいたします。

過去に行われた調査によりますと、県外医療機関での長寿健診に対応している県外の広域連合は3カ所ございましたが、いずれも隣接県での受診の対応となっているところでございます。

○議長(宮城弘子)

大石行英議員。

○大石行英議員

ただいま玉城事業課長からご答弁をいただきました。

私の期待する答弁とはかなりかけ離れて、後ろ向きというか、横向きというか、何と言いますか。冒頭で述べましたように、国連の目標である誰も置き去りにしないということからはかなりほど遠いのではないかと。

また、助成についても含めて、県外の施設、病院等に入っているのも、それぞれ健診を受けているのでそれは必要ないということですが、そもそも普通の健診と、わざわざ長寿健診というふうに銘打たれている以上、それなりの長寿健診にふさわしい健診がなされるがゆえに、恐らく県内の健診においては助成がなされているのではないかと。いうふうに考えておきまして、玉城課長のご答弁はかなり、かなりかなり後ろ向きだというふうに感じますが、アフリカのことわざに「お年寄りが1人亡くなるということは、この地上から図書館が1つ消え去ることに等しい」と言われているほどのことわざもあります。

特に、我が沖縄県における後期高齢者医療広域連合におきましては、沖縄県の後期高齢者医療広域連合は他府県とは一味違うんだと、1人も漏らさないという気迫あっていいんじゃないかと、どうすれば助成ができるのかということを探求していくんだと、挑戦していくんだという気迫が感じられないわけでありまして、そこら辺を含めて、この問題、課題をただできませんと切り捨てて諦

めるんじゃないかと、何とかして1人も漏らすまいと、置き去りにしないという気迫はおありかどうか、そこら辺をもう一度お願いします。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

大石議員の1人1人を漏らすまいという高齢者の方たちに対する気遣いと、私たちの広域連合に対する熱意を感じました。どうもご提言ありがとうございます。

1つ説明をさせていただきたいと思いますが、沖縄県の特徴としましては、離島がかなり多く、石垣や与那国、久米島等ある中で、どうか等しく受診をしていく、提供する機会を設けていこうということで、沖縄県独自の取り組みとしまして、まず沖縄県全域内で、離島の方が沖縄本島でも、あるいは本島の方が離島に行っているときでも長寿健診が受けられる体制を構築しようということで、沖縄県広域連合が主体となって沖縄県の医師会と集合契約をして、沖縄県の医師会に登録されている医療機関で受診をできることになっております。

また、離島のほうにつきましても、医師会等に登録されていない医療機関等があった場合につきましては、そちらの医療機関のほうと契約を結んで、沖縄県全域で沖縄県の被保険者の方が受診を受ける機会をできるだけ提供しているところであります。

県内のお話ではあったのですが、大石議員が今ご質問に上げている住所地特例対象者ということになりますと、沖縄県外のほうに住んで、入所されているという方が対象になっています。

本県におきまして、平成29年7月末時点での住所地特例対象者を調べてみたところ、全国、北海道から鹿児島県まで27人、住所地特例対象者の方がいます。

県外での受診については、現在3カ所の広域連合が実施しているところであります。その3カ所の広域連合が実施している対応につきましては、隣接県での受診であることがわかっていますが、それに対しまして、私たち沖縄県は離島県となっているため、他県の医療機関等の協力を得ること

について課題が多く、現在では実施が困難な状況となっているところでございます。

そういう状況もありまして、現在実施はしていませんが、今後、こういった被保険者の方より受診に関する問い合わせ等があれば、このような現状をまず丁寧にご説明しながら、できるだけご理解いただけるように心掛けていきたいということで考えております。

○議長(宮城弘子)

大石行英議員。

○大石行英議員

県外に27人の方々の被保険者がいらっしゃるということでございますけれども、そもそも普通の健診と長寿健診は、何がどのように違うのかということを簡潔に説明をお願いします。

○議長(宮城弘子)

休憩します。

(午前11時50分 休憩)

(午前11時50分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

お答えします。

施設等で行っている健診と沖縄県広域連合が行っている健診の違いがあるのかというご質問でございましたが、基本的には沖縄県広域連合が現在行っている健診の内容につきましては、皆様の市町村で行っている特定健診の項目と一緒にしております。

そして、各施設で行っているそういった健康管理の健診等についても、基本的には特定健診の項目と一緒にしているというのがほとんどの施設での対応であるということでお伺いしております。

○議長(宮城弘子)

大石行英議員。

○大石行英議員

県外における住所地特例対象者の皆様方が約27人いらっしゃる。しかし、実施が非常に困難であるということをご説明申し上げたいということですが、その困難に立ち向かって、今後その課題を克服して、1人も漏らさないという方

策を探っていく、探求していくということも極めて大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

ただいまのご提言ではあるのですが、先ほどから申し上げているとおり、県外に住んでいらっしゃる住所地利権対象者の方には、現状では、本県が他県のほうとは陸続きでないというような状況もございまして、地理的な要件としては密接ではないということと、経済圏としても少し離れていますので、そういう要因からなかなか医療機関のほうとの契約等、受診単価等の調整について、上手くいかない状況がございまして、現在実施ができていない状況であり、現状の中ではなかなか難しい状況ではございますが、後期高齢者医療保険制度については、制度等も少しずつ変化しているというような状況でもございますので、細かく国の制度の改正等、国の通知等、動向を見ながら、また私たちがもしできるような状況、範囲が確認できれば、そういったことも参考にしながら考えていきたいというふうに考えております。

○議長(宮城弘子)

大石行英議員。

○大石行英議員

ただいま玉城課長から、決して諦めるわけではなくて、今後前向きにこの課題に取り組んでいくという気迫が伝わってまいりました。

27人もいらっしゃるということは、絶対漏らすまいと、置き去りにしないという覚悟で、保険料をしっかりと納入されている約13万人の対象者がいらっしゃるわけですから、漏らすまいというこの思い、これは非常に極めて大事だと思います。

本当に安心と希望を送り続けるのが沖縄県の後期高齢者医療広域連合だと思っておりますので、その熱い決意が脈打つ島袋連合長からも一言、この住所特例地の皆さんも今現在、該当しない課題があったとしても、常に挑戦していくのだと、問題解決に向かってチャレンジしていく、という熱い思いがございましたら、一言ご決意をよろしく願います。

○議長(宮城弘子)

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

大石行英議員には、全国的にこの沖縄も対応しようということではありますが、何事にも物事には順序がございます。それぞれ地域特性がありますので、全国的に広域をブロックごとに区切って、連合長会議あるいは事務局長会議がございます。

それは、それぞれの地域にその特性があつてこそその区域の割り振りでありまして、ブロックごとそれぞれ、地域特性に応じた後期高齢者医療の円滑な運用のあり方を求めなさいということであろうと思っております。

そういう中で、大きくりの後期高齢者医療制度の国の制度の拡充を、それぞれの地域の各市町村の対応もいただきながら進めているところでございます。

沖縄県は亜熱帯気候に位置する大変保養地としては最適地でありまして、ぜんそく、その他持病等々、他疾病等の治療等にも早期の回復を促し、かつ症状の改善にも大きく寄与できるポテンシャルの高い地域だと私も自負しているところでございます。

恐らく大石行英議員のお住まいであります八重山諸島におきましても、本土から多くの方々既に移住されて、定住されているところの選択肢もそういったところに大きな効果を認めてのことだと思っております。

そういう意味からしても、昨今の地方創生が叫ばれている中、地方への定住、移住の促進等も含めて、こういう民間医療制度の拡充等につきましても各市町村それぞれ対応に違いがございます。

そういう意味で、北海道から沖縄まで津々浦々、まだまだ27人の方々が長寿健診の該当者でいらっしゃるということにつきましては、私ども沖縄県、何万という数の被保険者を抱えて、その拡充につきましてもこの当広域連合議会からさまざまご指摘、ご提言をいただいているさなかでありまして、まず地元のそういった課題から解決をしていき、かつ全国的な対応につきましても、こういった意見が私どもの議会ではあるんだということも含めて、大石議員のご提言も含めて、連合長会議、あるいはまた九州事務局長会議等々で申し上げて、

今後の改善、課題の方向性として、地方創生に報いる安心・安全な後期高齢者の医療体制の拡充というのを目指してまいりたい、このように考えているところでございます。ありがとうございました。

○議長(宮城弘子)

大石行英議員。

○大石行英議員

玉城課長並びに広域連合島袋連合長、ありがとうございます。

私たちはしっかりと、我が沖縄県の13万人余の人生の大先輩方が、これからも安心と希望を持って頑張っていけるように、健康で健やかに生活ができるようにということを日々祈りながら、沖縄県の医療広域連合こそ全国のモデルであると、全国からの視察も絶えないと、そういう大いなる目標を持ってともどもに頑張りたいと思います。

ありがとうございました。

○議長(宮城弘子)

以上で、通告されました一般質問はすべて終了しました。

休憩します。

(午前11時59分 休憩)

(午前11時59分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

続きまして、日程第12、これより討論・採決を行います。

○議長(宮城弘子)

承認第3号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)について、本案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

承認第3号についての討論はありますか。

(「なし」「進行」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより、第3号について採決します。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(宮城弘子)

認定第1号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

○議長(宮城弘子)

認定第2号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

前田千尋議員。

○前田千尋議員

那覇市選出、前田千尋です。よろしくお願いたします。

ただいま議題となっております認定第2号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論いたします。

この制度は、制度が始まって10年目となりました。しかし、当初より高齢者いじめの制度であること、そして今年度からは特別措置もなくなるなど、多くの高齢者の皆さんが、生活が困窮し払えない実態も質疑の中で明らかとなっております。

こうした中で、さまざまな命と健康を守る取り組みが行われることに反対するわけではありませんが、この制度の考え方自体、高齢者の皆さんに負担を押しつけるような、このままのやり方では、生活困窮者、これ以上の滞納世帯、滞納者が出ることは明らかとなっています。

その立場から、この決算には反対をいたします。以上です。

○議長(宮城弘子)

ほかに討論はありませんか。

○議長(宮城弘子)

なければ討論を終わります。

○議長(宮城弘子)

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(宮城弘子)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

○議長(宮城弘子)

議案第7号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより議案第7号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第8号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

前田千尋議員。

○前田千尋議員

引き続き討論いたします。

ただいま提案されています議案第8号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)に対し、反対の立場から討論いたします。

先ほど質疑いたしました内容でも明らかのように、多くの国民の声により特別軽減措置が行われていました。これが今年度から廃止をされ、多くの皆様が増額される対象者となっています。5割軽減は2割軽減にされ、対象者は1万4,371人、そして元被用者の均等割合から9割軽減が7割軽減への対象者は6,375人にも上ることが明らかとなっています。

今、多くの皆さんが長生きしてよかったと言える社会をつくるために必死になって訴えております。

その中で、介護保険料の改悪や生活保護は引き下げをされる。年金は毎年少なくなる。こうした中で命を守るべき保険料を値上げすることは到底許されるものではありません。

連合長も全国の皆さんと一緒に厚労省へ特別軽減措置の継続を願っていると述べています。その立場からこうした補正予算には賛成することはできません。

よって、引き続き高齢者の皆さんの命と健康、暮らしを守る立場から、ただいま議題となっております特別会計補正予算(第1号)には反対の立場です。

以上です。

○議長(宮城弘子)

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより議案第8号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(宮城弘子)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

続きまして、お手元に配付しております陳情2件が届いております。

陳情第1号、後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの今後の実行の中止を求める意見書提出に関する陳情及び陳情第2号、後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しによる保険料負担増への軽減措置を講じることを求める陳情については、一括議題といたします。

ただいま議題となっております、陳情第1号、後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの今後の実行の中止を求める意見書提出に関する陳情及び陳情第2号、後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しによる保険料負担増への軽減措置を講じることを求める陳情については、議会運営委員会に付託します。

○議長(宮城弘子)

お諮りします。

ただいま、議会運営委員会に付託しました陳情第1号及び陳情第2号の件は、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

異議なしと認めます。

よって、陳情第1号及び陳情第2号は、閉会中の継続審査にすることに決定しました。

○議長(宮城弘子)

休憩します。

(午後0時09分 休憩)

(午後0時10分 再開)

○議長(宮城弘子)

それでは再開します。

続きまして、日程第15、閉会中の継続審査の申し出について、議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

○議長(宮城弘子)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思っております。

それにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長(宮城弘子)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

○議長(宮城弘子)

これで、平成29年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

(午後0時12分 閉会)

~~~~~  
上記のとおり会議録を調製し、署名する。

平成29年(2017年)8月18日

議 長 宮 城 弘 子

署名議員 玉那覇 淑 子

署名議員 仲 宗 根 誠